

消 防 参 第 8 8 号
令和 2 年 5 月 1 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁国民保護・防災部参事官
(公 印 省 略)

自然災害発生時の救助活動等における感染防止について

新型コロナウイルス感染症に関する救急業務上の留意事項等については、「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」(令和2年2月4日付け消防消第26号消防庁消防・救急課長、消防救第32号消防庁救急企画室長通知)により、標準感染予防策など、消防機関における傷病者への対応の具体的手順について示したところですが、救急活動以外の消防活動においても、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を踏まえて、要救助者と接触する場合には標準感染予防策を講じるなど、消防隊員の感染防止に留意して活動していただいていることと思います。

全国的に感染拡大が続く中、今後出水期を迎え河川の氾濫及び土砂災害による大規模自然災害等の発生が懸念されるところです。つきましては、引き続き、救助活動等における感染防止に十分配慮していただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

<参考>

「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」
(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200205_kyuuki_01.pdf)

消防庁国民保護・防災部参事官付 担当：乾参事官補佐、福島係長、 <u>胡事務官</u> 電話：03-5253-7507 Mail: fdma.kyuujo@soumu.go.jp
--